

## 憲法の危機－三大原則が変えられる

その1

長崎大学名誉教授である舟越耿一さんの自民党『日本国憲法改正草案』を分析した講演から、「憲法改正」の「改憲」ではなく、日本国憲法憲法を木っ端微塵に解体する憲法違反の「壊憲」の現実を、2回連続で紹介します。

### 0. 「日本国憲法改正草案」とは？

- ・自民党が、サンフランシスコ講和条約発効から 60 周年の 2012 年 4 月 28 日、「主権を回復した日に合わせて」発表したもの。
- ・改正理由は、「占領体制から脱却し、日本を主権国家にふさわしい国にするため」、「戦後レジームからの脱却を成し遂げるためには憲法改正が不可欠」と表明している。
- ・自民党のポスターには、「日本を取り戻す」と書かれているが、当然、「改正草案」とリンクしているわけですが、何を、誰から、取り戻そうとしているのでしょうか？

### 1. 「基本的人権の尊重」はどう変わる？

#### 第11条 [基本的人権の享有]

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

#### 草案 第11条

国民は、全ての基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。

#### 第97条 [基本的人権の本質]

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

#### 草案 なし

削除

○草案 11 条と現行 97 条の削除の意味は、「基本的人権の永久不可侵」あるいは「基本的人権の不変更の原則」を否定するもの。人類が勝ち取り、築き上げた天賦人権説を完全否定。

第12条 [自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止]

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

草案 第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。

第13条 [個人の尊重と公共の福祉]

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。

草案 第13条

全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他国政の上で、最大限に尊重されなければならない。

第19条 [思想及び良心の自由]

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

草案 第19条

思想及び良心の自由は、保障する。

第21条 [集会・結社・表現の自由、通信の秘密]

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

草案 第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2. 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは認められない。

- 基本的人権より「公益及び公の秩序」が上位の価値であると宣言している。「公益」によって制限できる人権は「侵すことのできない永久の権利 (eternal and inviolate rights) ではない。
- 「公益及び公の秩序のために生命、自由及び幸福追求権を制限・剥奪することがある。」とうそぶき、「公益」「公の秩序」を決める権力者の恣意により、基本的人権は蹂躪される。